

# 文京カテリーナ約款

## 【約款を設ける目的について】

第 1 条 文京カテリーナ入館者（以下、在館者といいます）が快適・安全な生活を営み、また日本福音ルーテル教会（以下、設置者といいます）が、この女子学生会館を健全に運営し、両者間に不要な問題をきたらさないために約款を設けます。

## 【在館者の生活について】

第 2 条 在館者はその生活を自ら管理し、個人の生活が侵害されないことを原則とします。しかし、保安と共同生活に支障をおこさないために必要な事柄については別に「会館のしおり」を設けます。

## 【特別な制限について】

第 3 条 次の諸事項はかたく禁止とします。

- イ. 危険物の持込
- ロ. 「会館のしおり」が制限する者の入室、宿泊、同居等
- ハ. 館長の承諾なく居室を他に変更する行為
- ニ. 館長の承諾なき居室の改造・改装
- ホ. 在館の権利の第三者への譲渡
- ヘ. 他の在館者に迷惑を及ぼす不法な行為

## 【在館にかかわる基準年度について】

第 4 条 年度は、4 月度から翌年の 3 月度までを 1 ヶ年度としますが、3 月度は 3 月 20 日までとします。

## 【契約期間及び契約更新について】

第 5 条 契約期間は前条に掲げる年度に関係なく、6 ヶ月以上 2 ヶ年以内の期間でこれを定めることができます。その契約期間内にあつては室料の変更は波及しないことにします。

2) 契約更新は 1 ヶ年以内の期間で定めることとする。尚、更新に際しては、改めて在学証明書の提出を要します。

## 【毎月の費用について】

第 6 条 在館者のための毎月の費用とその授受は次のようにします。

1. 室料  
室料は、毎月 25 日に、翌月分を在館者預金口座から自動引落としとしますが、特別な申出がある場合は銀行振込みによることができることとします。
2. 共益費  
前号に準じます。なお、共益費には設備の保守運転、共有部分の保全清掃及び管理、電気の基本料金、共用のガス・光熱、及び水道料金を含みますが、それらの実費に変動が生じた場合には契約期間中であっても、共益費の額を変更することができます。
3. 居室用電気料  
その額は居室用検針に基づき前月分を 1 号とともに清算します。
4. レストラン食事代その他  
各々についての清算方法をとりきめます。

## 【退館について】

第 7 条

1. 学生の資格を喪失した場合。その場合契約期間中の喪失の場合は、その年度末(3 月 20 日)までとします。
2. 在館者が、契約期間内に退館する場合には、その親権者又はその代理者による退館承諾の書面連絡を必要とします。
3. 次の場合には、在館者はその退館を余儀なくされます。
  - ① 第 3 条に掲げる制限への悪質な違反を含む本約款への違反があるとき。
  - ② 在館者が共同生活に応じえない疾病にあることが医師により診断されたとき。
4. 在館者が、契約期間内に基準年度の半ばで退館する場合の費用支弁については、附記に掲げます。

## 【入館金及び契約更新料】

第 8 条 在館者がその入館に先立って授受する入館金は返還されません。

2) 契約更新に際しては次に支払う室料の 1 ヶ月分を更新料として設けます。なお、入館金は室内の家具諸備品と内装の保全に充当されます。

【保証金とその返還について】

第9条 本約款の履行を保証して預入される在館者の保証金は、在館者が退館した場合、その翌月の末日以内に、保証金を差し入れた人に返還します。次に掲げる清算が必要な場合はこれを差引きます。

1. 第6条に掲げる毎月の費用各号の未清算分。
2. 第8条に掲げる保全を越える著しい損傷を建物、居室家具備品におよぼしている場合の相応分。
3. 第7条第3号に掲げる附記による特別な費用支弁がある場合の該当分。

【本約款による在館者の特記事項について】

第10条

1. 在館者氏名	_____	2. 居室番号	No. _____
3. 月額室料	_____, _____ 円	4. 月額共益費	24,000 円
5. 入館金	160,000 円	6. 保証金	100,000 円
7. 契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日
8. その他	_____		

【約款の確認】

年 月 日

在館者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

親権者又は保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

設置者 所在 東京都文京区千石2丁目30-12

女子学生会館文京カテリーナ

責任者 館長 田中 博二 \_\_\_\_\_ 印

【附記】

第7条第4項に掲げる、契約期間内の半ばでの退館の場合

1. 契約期間内に、第4条による年度半ばでの退館の場合は、その退館の月により、次の室料相当分が、保証金から差引きになります。  
4月1日～翌年2月末日の間に退館の場合・・・・・・室料1ヶ月相当額
2. 但し、その退館の申し入れが退館日より3ヶ月以前になされた場合は、保証金は、全額返還されます。
3. なお、退館月は室料、管理費（共益費）共全額いただきます。